



US Topics

February 5, 2009

PRICEWATERHOUSECOOPERS 

■ 目次

SECがインタラクティブ・データ(XBRL)の段階的利用を義務付ける最終規則を公表
SECがIFRSロードマップ案へのコメント期間を延長
FASBが透明性および比較可能性の向上を目的とした金融商品に関する期中の必須開示要件を提案
その他のFASB関連記事
COSOが内部統制システムのモニタリングに関するガイダンスの全巻を公表
ASBが財務諸表監査における不正の検討に関するSAS案を公表
SECコメントレターに関する共通の問題を強調したCAQアラート
グローバル・アカウンティング・アライアンスが財務報告改善に関する報告書を公表

■ SECがインタラクティブ・データ(XBRL)の段階的利用を義務付ける最終規則を公表

米国証券取引委員会(SEC)は、公開企業に対し、拡張可能ビジネス・レポーティング言語 (eXtensible Business Reporting Language; XBRL)を使って、SECにインタラクティブ・データ形式の補足財務情報を提出することを義務付けた最終規則を公表しました。XBRL情報は添付書類として提供され、証券法による登録届出書、四半期(適用がある場合)および年次報告書、経過報告書、ならびに改訂またはアップデートが行われた財務諸表を含むForm 8-KあるいはForm 6-Kについても要求されることとなります。新規則は、以下に説明する3年間の段階的導入スケジュールにより、財務諸表を含むForm 10-Q、Form 20-F、あるいはForm 40-Fの定期報告に適用が開始となります。

- 国内および国外の大規模早期適用企業で、US GAAPを使用しており、直近に終了した会計年度の第2四半期末現在で公開株式発行総額が世界中で50億ドルを超える企業は、新しい添付書類をSECに提供する最初のグループとなる。この添付書類には、インタラクティブ・データ形式による財務諸表および財務諸表スケジュールが含まれる。この要件の適用は2009年6月15日以降に終了する会計期間から。
- US GAAPを使用しているその他全ての国内および国外の大規模早期適用企業は、同様のインタラクティブ・データ・レポーティングの要件について、翌年である2010年6月15日以降に終了する会計期間から適用対象となる。
- 小規模報告企業を含むUS GAAPを使用しているその他全ての申告者、および国際会計基準審議会 (IASB)の発行による国際財務報告基準(IFRS)に準拠した財務諸表を作成するすべての外国登録企業は、同様のインタラクティブ・データ・レポーティングの要件について、2011年6月15日以降に終了する会計期間から適用対象となる。

この規則では、XBRL形式の財務諸表を含む添付書類へのいかなる監査人の関与も要求していません。PwCはXBRLの簡単な背景を説明し、SECの規則修正の重要な条項を要約し、最終規則に関するPwCの洞察を共有する文書を近い将来に公表する予定です。

▼ この最終規則の全文は以下のSECウェブサイトからご覧いただけます。

<http://sec.gov/rules/final/2009/33-9002.pdf>

■ SECがIFRSロードマップ案へのコメント期間を延長

SECは「国際財務報告基準に準拠して作成された財務諸表の米国発行体による利用可能性へのロードマップ」へのコメント期間を4月20日まで60日間延長しました。SECは、利害関係者にこの提案の分析と回答の準備のための時間をもっと与えて欲しいと言う要請に応え、期限延長を決定しました。この措置は、ロードマップ案への回答の品質と数を向上させることを目的としています。

▼ コメント期間延長に関するSECリリースの全文は以下のSECウェブサイトからご覧いただけます。

<http://www.sec.gov/rules/proposed/2009/33-9005.pdf>

■ FASBが透明性および比較可能性の向上を目的とした金融商品に関する期中の必須開示要件を提案

米国財務会計基準審議会(FASB)は、金融商品に関して、様々な測定方法の利用によって生じている企業の財務諸表の透明性および比較可能性の欠如に対する懸念への対応策について、コメント募集を公表しました。FASBの提案する、FASB職員意見書(FSP)草案 No. FASA 107-b and APB 28-a「特定の金融資産に関する期中開示」は、企業の財務諸表の公正価値に関する情報提供頻度を増やすために、既存の開示規定を修正するものです。現在、このような開示は年一回のみ、義務付けられています。このFSP案によって、企業は期中財務諸表での開示を義務付けられることとなります。

提案通りに承認されれば、この開示要件は2009年3月15日より後に終了する期間から適用が義務付けられることとなります。FASB案へのコメント募集は3月2日までです。

▼ このFSP案の全文は以下のFASBウェブサイトからご覧いただけます。

http://www.fasb.org/fasb_staff_positions/prop_fsp_fas107-b&apb28-a.pdf

■ その他のFASB関連記事

プロジェクトの更新: FASBは以下のプロジェクトの概要を更新しました。

- EITF Issue 99-20 の修正
http://www.fasb.org/project/amendments_to_eitf_issue_99-20.shtml
- 組込クレジット・デリバティブの適用除外
http://www.fasb.org/project/embedded_credit_derivative.shtml
- 資本的性質を有する金融商品
http://www.fasb.org/project/fi_with_characteristics_of_equity.shtml
- 金融商品—認識と測定の改善
http://www.fasb.org/project/fi_improvements_to_recognition_and_measurement.shtml
- 財務諸表の表示
http://www.fasb.org/project/financial_statement_presentation.shtml
- ゴーイング・コンサーン
http://www.fasb.org/project/going_concern.shtml
- 金融商品の公正価値に関する期中開示
http://www.fasb.org/project/interim_disclosures_about_fair_value_of_financial_instruments.shtml
- リース
<http://www.fasb.org/project/leases.shtml>

- 一時的でない価値の下落の回復(戻し入れ)
http://www.fasb.org/project/otti_reversals.shtml
- 後発事象
http://www.fasb.org/project/subsequent_events.shtml

■ COSOが内部統制システムのモニタリングに関するガイダンスの全巻を公表

米国トレッドウェイ委員会組織委員会(COSO)は「内部統制システムのモニタリングに関するガイダンス」の全巻を公表しました。このガイダンスはモニタリング構成要素を明確化し、財務、事業、コンプライアンスに関連する内部統制の有効性の確保について企業を支援することを目的としています。

▼ より詳しい情報については、以下のCOSOウェブサイトをご覧ください。
<http://www.coso.org/IC.htm>

■ ASBが財務諸表監査における不正の検討に関するSAS案を公表

監査基準審議会(ASB)は「財務諸表監査における不正の検討」と題した監査基準(SAS)案に対するパブリック・コメント募集を公表しました。このSAS案は、ASBの明瞭化のための作成規約を適用して、国際監査基準(ISA)第240号(再起草)「財務諸表監査における不正に関する監査人の責任」とのコンバージェンスを図るためにSAS第99号を再起草したものです。このSAS案は、重要な観点において、SAS第99号の中の既存のガイダンスの内容を変更したり、範囲を拡大したりするものではありません。

ASBは、不正ガイダンスを他のリスク・アセスメント基準に統合させるのではなく、むしろ個別の不正基準を維持するアプローチ(その適用とその他の説明資料を含む)に対するフィードバックの入手に特に関心を持っています。このアプローチは公開企業会計監視委員会(PCAOB)がRelease No. 2008-006「リスクに対する監査人の評価および対応に関連する監査基準案」(コメント期日は2月18日)で採用しているアプローチと同一です。

このSAS案は2010年12月15日以降に終了する期間の財務諸表監査から適用となる予定です。このSAS案へのコメント募集は5月29日まで。

▼ このSAS案の全文は以下のAICPAウェブサイトからご覧いただけます。
<http://www.aicpa.org/Professional+Resources/Accounting+and+Auditing/Audit+and+Attest+Standards/Exposure+Drafts+of+Proposed+Statements/Proposed+Statement+on+Auditing+Standards+Fraud.htm>

■ SECコメントレターに関する共通の問題を強調したCAQアラート

2008年に開催されたPCAOBの小規模企業フォーラムにおいて、SECの企業財務部は小規模SEC登録企業の財務諸表ファイリングのレビューにおいてよく発見した財務報告上の問題点について議論を行いました。このフォーラムでは、SEC職員はこれらの登録企業へのコメントレターに記載され、しばしば提起されるレポーティング上の問題点のハイライトを含むプレゼンテーションを行いました。

当期のレポーティング・サイクルにある登録企業を支援するため、AICPAの監査品質センター(CAQ)は以下の領域に該当する、よくある問題点について扱った、アラートを公表しました。

- 収益認識
- 企業結合

- 資本取引
- 組込み転換オプションおよびワラント
- 経営者による議論と分析(MD&A)
- Form 8-K
- 財務報告に係る内部統制(ICFR)
- CEO/CFOによる証明
- 監査報告書

▼ このCAQアラートの全文は以下のAICPAウェブサイトからご覧いただけます。

http://thecaq.org/members/alerts/CAQAlert2009_08_01292009.pdf

▼ SEC職員によるプレゼンテーション・ファイルは以下のSECウェブサイトから入手できます。

<http://www.sec.gov/news/speech/2008/spch111708wc-slides.pdf>

■ グローバル・アカウンティング・アライアンスが財務報告改善に関する報告書を公表

世界の主要な会計団体で構成された団体であるグローバル・アカウンティング・アライアンス(The Global Accounting Alliance; GAA)が、「問題の核心に入る－財務報告はよりシンプルかつ有用になるか？」と題した報告書を公表しました。この報告書は2008年に米国、英国、カナダ、中国、南アフリカ、フランス、欧州委員会の金融規制当局および国際的規制当局、そして世界有数の会計・監査事務所の代表への一連のインタビューを基にしたものです。

この報告書は、より原則ベースの会計体制の導入への障壁および企業の財務諸表における複雑さと詳細さの増加を研究しようとするGAAの試みにあわせて作成されたものです。GAAは財務報告をどのように改善すべきかに関するグローバルな議論を行うべきだと主張しています。そして、世界各国の規制当局と財務報告のその他の利害関係者が、この研究で明らかとなった、報告書の中で議論されている多数の見解について、議論を開始できるように円卓会議イベントを準備しています。

▼ この報告書の全文は以下のGAAウェブサイトからご覧いただけます。

http://www.globalaccountingalliance.com/GAA_heart_of_the_issue.pdf

お問い合わせ: あらた監査法人(ブランド&コミュニケーションズ)

東京都千代田区丸の内1丁目5番1号
 新丸の内ビルディング32階(〒100-6532)
 電話: 03-6858-0179(直通)
 メールアドレス: aaratapr@jp.pwc.com

あらた監査法人は、世界 153 カ国に 155,000 人のスタッフを擁するプライスウォーターハウスコーパース(PwC)のメンバーファームです。PwC のメンバーファームとして、会計および監査において PwC の手法に完全に準拠した国際的なベストプラクティスを採用し、PwC のグローバルネットワークで培われた経験、専門知識、リソースを最大限に活用し、日本において国内企業および国際企業に対して、国際水準の高品質な監査を提供していきます。

© 2009 PricewaterhouseCoopers Aarata. All rights reserved. "PricewaterhouseCoopers" refers to PricewaterhouseCoopers Aarata or, as the context requires, the PricewaterhouseCoopers global network or other member firms of the network, each of which is a separate and independent legal entity.